

公益財団法人 JAPAN BOWLING

ボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格

第1章 総 則

第1条 (目的及び定義)

ボウリング施設、設備及び競技用具は、すべて国際ボウリング連盟 (International Bowling Federation 略称: IBF) の国際規格に従うものとし、以下に示す規格による。ただし、これらに該当しない新規のものについては、認証規程第3条を適用する。

第2章 ボウリングレーン

第2条 (材 質)

ボウリングのレーン、ガター、キックバック及びアプローチは、すべて木製及びほかの承認された材質で作成されたものとする。

第3条 (アプローチ)

ファールラインの後方にアプローチを設ける。アプローチの長さは、ファールラインを含まないで4.572メートル (15 フィート) を最小限とする。その表面は滑らかで水平にし、6.3 ミリメートル (1/4 インチ) 以上の凹凸があってはならない。

第4条 (ファールライン)

ファールラインの幅は、0.95 センチメートル (3/8 インチ) 以上、2.54 センチメートル (1 インチ) 以内とし、明瞭に印をつけるか、又はレーン内に埋込むものとする。ファールラインは、レーンから投球者の手の触れる範囲にある壁や柱まで延長するものとする。

第5条 (ファール審判設備)

すべての公認競技場では、ファール判定のための判定器を設置するものとし、この設備がない場合には、ファール審判員が全ファールラインを直接見透せる場所に審判員席を設けるものとする。

第6条 (レーン)

(1) レーンの長さ

レーンの長さは、ファールラインからピット (テールプラックを含まない) まで19.1563メートル (62 フィート 10 インチ 3/16) とし、その許容範囲は1.27センチメートル (1/2 インチ) 以内とする。ファールラインから1番ピンスポットの中心までは18.288メートル (60 フィート) とし、その許容範囲は1.27センチメートル (1/2 インチ) 以内とし、1番ピンスポットの中心からピット (テールプラックを含まない) までは、86.83センチメートル (34 インチ 3/16) とする。

(2) レーンの幅

レーンの幅は、1.0414メートル (41 インチ) 以上1.0668メートル (42 インチ) 以内とし、レーンにガターを加えた幅は1.524メートル (60 インチ) 以上、1.530メートル (60 インチ 1/4) 以内とする。

(3) 表 面

表面には、連続した凹凸があってはならない。横の水平度は、左右1.0ミリメートル (40/1000 インチ) 以上の傾斜があってはならない。また、凹みの深さで1.0ミリメートル (40/1000 インチ) 以上の傾斜があってはならない。

第7条 (合成レーン)

すべての合成レーンは、次の規格に加えて USBC/IBF に認定された規定に基づき制定したこの法人の施設、設備及び競技用具認証規格に合致していなければならない。

認識：合成レーンサーフェイスの各パネルは、次の必要条件に合ったラベルが最少一つあること。

- (1) 製造業者を認識したラベルは恒久的で製品の使用期間持続し、設置された後、目に見えること。
- (2) ラベルは、USBC/IBF 発行の認定番号があり、「USBC/IBF」と書かれてあること。
- (3) 同じトップサーフェイスを持ったオーバーレイ（土張り）や完全な装置は同一認定番号であること。
- (4) ラベルの色は、模様に使われた色と同様であってもよい。ただし、近くで見たときに明白であること。

第8条 (ギャップとドロップオフ)

合成レーンサーフェイスでは、パネル敷きでもオーバーレイでもパネルが合う場所では、次の規定が充たされることとする。

- (1) 一つのパネルのリーディングエッジ（縁）は、隣のパネルのリーディングエッジと同平面でレーンの幅にわたる、どの位置でも 0.0381 センチメートル(15/1000 インチ)以下でないこと。
- (2) 隣接するパネルのリーディングエッジとトレーリングエッジ（裾）間のギャップはレーンの幅にわたり設置される時点で 0.0381 センチメートル(15/1000 インチ)以上でないこと。

第9条 (サーフェイス)

合成レーンサーフェイスは、テスト及び承認なくしては、いかなる材料を使用しても変えては（コーティング）ならない。

第10条 (ピンデッキ)

ピンデッキは、ファイバーストリップ部分を除き、全体が檜木又は国際ボウリング連盟の承認されたほかの材料でなければならない。ファイバーストリップは長さ 1.016 メートル（40 インチ）以上、1.27 メートル（50 インチ）、厚さ 6.3 ミリメートル（1/4 インチ）幅 3.81 センチメートル（1 インチ 1/2）以内の板で、これをピンデッキの後端からファールライン方向にガターに接したピンデッキの両側面に取付けるものとする。取付けは、厚さ 6.3 ミリメートル（1/4 インチ）の面をピンデッキの表面に現し、その縁は、3.9 ミリメートル（5/32 インチ）半径の丸みをつけるものとする。この丸みは、リサーフェーシング（表面の補修手入）の際、変化があった場合には、これを原形に復するよう修正しなければならない。ピンデッキの横の水平度は、左右 1.0 ミリメートル（40/1000 インチ）以上の傾斜があってはならない。また、ピンデッキの表面で縦方向の傾斜は 1.668 メートル（42 インチ）の長さの範囲で 4.76 ミリメートル（3/16 インチ）以上あってはならない。

第11条 (合成ピンデッキ)

ピンデッキにテールプラークが含まれていたらレーンの幅は、ピンデッキの使用期間を通して、10 番ピン側のピンデッキに少なくとも長さ 5.08 センチメートル（2 インチ）の印ではっきりと認識されなければならない。

木製でないピンデッキが木製又は木製でないレーンサーフェイスに使われた場合、ピンデッキのリーディングエッジはレーン幅にわたり隣接するレーンセクションのトレーリングエッジと同平面で 0.0381 センチメートル(15/1000 インチ)以上低くてはならない。

ピンデッキと隣接するレーンセクションのキャップは、レーンの幅にわたり 0.127 センチメートル(50/1000 インチ)以上あってはならない。

第 12 条 (テールプランク)

幅 5.08 センチメートル (2 インチ) 以内のテールプランクをレーンの後端に取付けることができる。ただし、7、8、9、10 番ピンスポットの中心線からレーンの後端までの平らな面の距離は、テールプランクを含めて 12.7 センチメートル (5 インチ) 以上あってはならない。

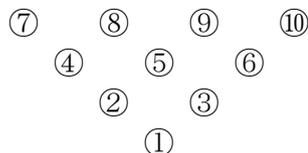
第 13 条 (ガター)

ガターは、レーンの両側に設け、ファールラインからピットまでレーンに平行して取付けるものとする。ガターの幅は、22.86 センチメートル (9 インチ) 以上、24.13 センチメートル (9 インチ 1/2) 以内とし、両ガターにレーンを加えた幅は、1.524 メートル (60 インチ) 以上 1.5303 メートル (60 インチ 1/4) 以内とする。ガターの深さは、1 番ピンの前方 38.1 センチメートル (15 インチ) のところ角形の底とし、この部分では、緩やかに傾斜させ堅固にこれを取付けなければならない。ガターがピットに入るところでは、レーンの表面から測って、最も浅い所で 8.89 センチメートル (3 インチ 1/2) 以上、最も深い所で 9.52 センチメートル (3 インチ 3/4) 以内となるように取付けるものとする。

帯状のモールディングは各ガターの規定以外の部分は凹型で木及び合成材料でなければならない。また、取付け時にガターの断面の中心で計測し、最低 4.76 センチメートル (1 インチ 7/8) の深さを持たなければならない。低い隅の部分に堅固に取付けるものとし、1 番ピン前方 38.1 センチメートル (15 インチ) の所で、高さ 2.22 センチメートル (7/8 インチ) 以内、幅 1.9 センチメートル (3/4 インチ) を超えてはならない。また、緩やかに高さが 3.8 センチメートル (1 インチ 1/2) になるよう取付けるものとする。

第 14 条 (ピンスポット)

ピンスポットは、ピンが配置される位置を示すもので、レーンの上に明瞭に画く (スタンプ又はプリント) か、又はレーンに埋込むものとし、その直径は 5.71 センチメートル (2 インチ 1/4)、各ピンの間隔は中心から中心まで 30.48 センチメートル (12 インチ) とする。各ピン及びピンスポットは、図で示すように番号で呼称するものとする。



7、8、9、10 番のピンの中心からピットまで (テールプランクを含まない) は、7.62 センチメートル (3 インチ) とし、7 番及び 10 番のピンの中心から各々の側のピンデッキの側面の端までは 6.35 センチメートル (2 インチ 1/2) 以上、7.62 センチメートル (3 インチ) 以内とする。7 番及び 10 番のピンスポットの中心から各々の側のレーン及びガターの幅を加えた長さは 30.48 センチメートル (12 インチ) 以上、30.79 センチメートル (12 インチ 1/8) 以内とする。1 番のピンスポットは、レーンの両端及び両側のキックバックから等距離にあり、ピンスポットの中心から両側のキックバックまでは、各々 76.2 センチメートル (30 インチ) 以上なくてはならない。また、1 番ピンスポットの中心から、最後列のピンの中心を結んだ線までの距離は 79.21 センチメートル (31 インチ 3/16)、ピット (テールプランクを含まない) までは 86.83 センチメートル (34 インチ 3/16) とする。

第 15 条 (ピンセッティング装置)

オートマチックピンセッターは、すべてピンが適正に配置されなければならない。

第 16 条 (キックバック)

キックバックは、1 番ピン前方 38.1 センチメートル (15 インチ) の所から、後端のリヤークッションの所までレーンに平行して設けるものとし、その高さはレーンの表面から 43.18 センチメートル (17 インチ) 以上、60.96 センチメートル (24 インチ) 以内とする。

両側のキックバックの間の距離は 1.524 メートル (60 インチ) 以上、1.5303 メートル (60 インチ 1/4) 以内とする。

2 スtringピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) 用キックバック

- (1) キックバックは完全に広葉樹のみで構成されるか、広葉樹と同等の性能を有する合成木材を単独または組み合わせて使用することができる。
- (2) レーンと平行に設置する。
- (3) キックバックは、1 番のピンスポットの反対側または 38.1 センチメートル (15 インチ) 以内のポイントから後部クッション壁まで伸びる必要がある。
- (4) 2つのキックバックの木製面間の距離は 152.718 センチメートル±0.375 センチメートル (60.125 インチ±0.125 インチ) があることを必要とする。
- (5) レーンからキックバックの高さは 43.18 センチメートル (17 インチ) 以上であること。
- (6) テールプランクの後ろのキックバックは、含浸ガラス繊維、硬質バルカンファイバー、または積層フェノール樹脂 (グレード「C」または「CE」) で覆われている場合がある。

第 17 条 (キックバックプレート)

キックバックには、厚さ 4.7 ミリメートル (3/16 インチ) 以内の堅いファイバーの板を取付けることができる。その他の物を取付けることはできない。

2 スtringピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) 用キックバックプレート

- (1) キックバックは、4.78 ミリメートル (3/16 インチ) を超えない厚さのキックバックプレートで覆うことができる。
- (2) 以下にリストされている材料を使用できる。
 - (イ) 硬質バルカンファイバー
 - (ロ) ラミネートフェノール (グレード「C」または「CE」)
 - (ハ) 硬質燃可塑剤共重合体上記以外の材料でも同様の性能を有するものであれば使用できる。

第 18 条 (ピット)

ピットマットからレーンの上面までは 24.13 センチメートル (9 インチ 1/2) 以上とする。ピットの奥行は、レーンの後端 (テールプランクを含む) から、クッションの面まで 63.5 センチメートル (25 インチ) 以上とする。

第 19 条 (リヤークッション)

リヤークッションは、黒色の材料で覆うものとし、ピンがレーンに跳ね返らないようにしなければならない。

第 20 条 (標 識)

レーン及びアプローチの表面の標識は、次のとおりとする。

ファールラインの前方 3.6576 メートル (12 フィート) から 4.8768 メートル (16 フィート) の間の所に、最大限 7 個のターゲットをレーンの上に印すか、又は埋込むことができる。ターゲットの形状は 1 つ以上のダウエル、ダート、ダイヤモンド、三角、又は矩形に統一されたもので、その底辺は 3.172 センチメートル (1 インチ 1/4) 以内、高さは 15.24 センチメートル (6 インチ) 以内とする。各ターゲットは均一な形状とし、等距離間隔に配置するものとする。ファールラインの前方 1.8288 メートル (6 フィート) から 2.4384 メートル (8 フィート) の間の所にファールラインに平行して最大限 10 個のガイドを一直線上に印すか、又は埋込むことができる。各ガイドは均一な円形とし、その円の直径は 1.9 センチメートル (3/4 インチ) 以内とする。

ファールラインの 10.0584 メートル (33 フィート) から 13.4112 メートル (44 フィー

ト) の位置に、最大 4 個のターゲットを置くことができる。ターゲットの一つ一つは形状が同一で幅は板目 1 枚を超えてはならず、長さは 91.44 センチメートル (36 インチ) を超えてはならない。ファールラインの後方 5.08 センチメートル (2 インチ) から 15.24 センチメートル (6 インチ) の間の所、及び 3.3528 メートル (11 フィート) から 3.6576 メートル (12 フィート) の間の所、4.2672 メートル (14 フィート) から 4.572 メートル (15 フィート) の間の所、ファールラインと平行して一線上に、それぞれ最大限 7 個のガイドを印すか、又は埋込むことができる。各ガイドは直径 1.9 センチメートル (3/4 インチ) 以内の円形で均一なものでなければならない。すべて埋込む標識は、木、ファイバー又はプラスチック製とし、レーン及びアプローチの表面と平らでなければならない。スタンプする標識は、最初木に直接スタンプし、その上にラッカー、シェラック又は類似の透明材料で塗装するものとし、一競技場の各レーンについては、形状及び寸度はともに同一としなければならない。

第 21 条 (表面の補修仕上げ) [リサーフェーシング]

公認の競技に使用するレーン、アプローチは、24 ヶ月以内に表面を補修し再仕上げしなければならない。この場合には、塗装又はその他の材料を完全に除去し、凹凸その他これに類する表面の不良部分を削除し、水平度を正しく、全表面を再びラッカー、シェラック又は同様の無色透明な材料で塗装するものとする。仕上げ後において、レーン及びアプローチの表面は第 3 条及び第 6 条に規定する水平度がなければならない。

第 22 条 (補修の表示)

補修が終わったレーンには、補修を行った工事者の名称と、補修を行った年月日を明示することとし、その表示は少なくとも 3 枚の板にまたがり、7 番ピン側に塗装する以前の木部の上に明確に表示するものとする。

第 23 条 (レーン表面の保護)

レーンの表面保護のためレーンコンディショナー等の塗布は、各レーン均一とし、レーン保護の目的以外に故意に塗布の方法を変えてはならない。レーンコンディショナー、その他いかなる方法においても故意に得点を出すように工作した場合、当該記録はすべて公認されない。

レーン表面保護のために使用するオイルは、USBC が認定したオイルのみとする。

第 3 章 ボウリングピン

第 24 条 (材 質)

ボウリングピンは、その素材として単一又は張り合わせの良質で新しい楓を使用するものとする。張り合わせによる場合には、その各片を縦の軸と平行にして張り合わせ、必要のバランスを失わないようにしなければならない。ただし、材質については、他の材質を使用してもよいが、楓材と同等の条件を満たすものとする。

第 25 条 (重 量)

ピン 1 本の重さは、1,531 グラム (3 ポンド 6 オンス) 以上、1,645 グラム (3 ポンド 10 オンス) 以内とする。ただし、1 セットのピンは、構成、材料、仕上げラベル及びネックマーキングを含め外観上、均一でなければならない。

第 26 条 (重 心)

ピンの重心位置は、底部より測定して、15.08 センチメートル (5 インチ 60/64) 以内、14.28 センチメートル (5 インチ 40/64) 以上の位置にななければならない。

第 27 条 (含水率)

すべてのピンは、製造時において含水率は 6%以上 12%以内とする。張り合わせて造ったピンの含水率は、張り合わせ時に個々の板に 2%以上の差があってはならない。

第 28 条 (標識及び塗装)

ピンの塗装は、ネックマーキング、識別表示、名称を除き、白色でなければならない。
塗装膜の厚さは、1.0 ミリメートル (0.004 インチ) 以下とする。

第 29 条 (形状・寸度)

ピンの高さは、38.085 センチメートル (15 インチ) とし、その許容範囲は、上下 0.8 ミリメートル (2/64 インチ) とする。

胴体各部の直径は、次の通りとする。

部 分			直 径	
底 (角を丸めないとき)			5.714	センチメートル
底 (角を丸めたとき)			5.157	〃
底からの高さ	1.904	センチメートルのところ	7.183	〃
〃	5.714	〃	9.921	〃
〃	8.569	〃	11.455	〃
〃	11.428	〃	12.105	〃
〃	14.921	〃	11.590	〃
〃	18.414	〃	9.406	〃
〃	21.896	〃	6.279	〃
〃	23.811	〃	4.991	〃
〃	25.399	〃	4.564	〃
〃	27.621	〃	4.750	〃
〃	29.843	〃	5.319	〃
〃	32.056	〃	6.111	〃
〃	34.288	〃	6.469	〃

以上の直径で許容範囲の大、小は各々0.787 ミリメートル (0.031 インチ) とする。ピンの頭部は、半径 3.233 センチメートル (1.273 インチ) の均一な球の孤とし、その許容範囲は 0.787 ミリメートル (0.031 インチ) とする。ピンの表面の線は、全体がなだらかな曲線となるようにしなければならない。ピンの底は平らにし、中央に直径 1.07 センチメートル (0.422 インチ) の穴をあけ、その周囲を幅 1.9 センチメートル (3/4 インチ) の輪形とする。ピンの底にはプラスチック又はナイロン製のアタッチメントを取付けるものとし、アタッチメントと底木部は平らであり凹凸があってはならない。また、その外周縁は半径 3.96 ミリメートル (5/32 インチ) の円形に丸めるものとする。その許容範囲は 0.787 ミリメートル (0.031 インチ) とする。丸めた部分を除いた底の平らな部分の直径は 5.08 センチメートル (2 インチ) 以上とする。

2 スtringピンセッター (吊り下げ式ピンセッター) 用

Stringピンセッターのピンは、String (ひも) を通すためにピンの上部と側面に小さな穴を開けることができる。ただし、穴を開けた後のピンの重量は第 25 条の重量に定められている範囲内でなければならない。

第 30 条 (表面硬度)

ピン各部における表面硬度は、平均したもので規定の範囲内にあるものとする。

第 31 条 (ピンの補修)

ピンの汚れや、ささくれを除くためのスチールウール、又はサンドペーパーを使用することは差支えないものとする。再塗装をするときは、塗装の厚さが規定以上にならないようにしなければならない。表面は特に凹みや、塗装のはがれができたり、元のラベルやネックマーキングを取りかえたり、別のラベルやマーキングを付けたピンは、公認の競技には使用できないものとする。また、公認の競技に使用するピンはなるべく新しいものを**用**

いるものとする。

2 スtringピンセッター（吊り下げ式ピンセッター）用

全てのピンが均等に摩耗し、より安定したプレーができるように、Stringピンセッターのセンターでは、ピンを最低 90 日ごとにローテーションさせ、ピンを維持させるピンローテーションプログラムを組むよう推奨されている。

第4章 ボウリングボール

第32条（素 材）

- (1) ボールは固体（液体ではない）の材料でできており、内部に空洞や隙間のない非金属製の構成物で出来ているものとする。装飾のための細かい反射粒子や薄片は使用することができる。ただし、これらの粒子や薄片は製造時にボールに混入され、厚さ 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）以下の透明な殻（シェル）の下に均一なパターンで分布させる場合に限る。この物質はボールのバランスにいかなる影響も与えないよう分布しているものとし、このような物質の総量はボール 1 個あたり 1/2 オンス（14 グラム）を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。

第33条（重量とサイズ）

- (1) ボールの重量は 16.00 ポンド（7.25 キログラム）以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は 27.002 インチ（68.58 センチメートル）以下、26.704 インチ（67.83 センチメートル）以上であるとする。直径は 8.595 インチ（21.83 センチメートル）以下、8.500 インチ（21.59 センチメートル）以上であるとする。

第34条（バランス）

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10 ポンド（4.53 キログラム）を超える重量
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3 オンス（85 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも 3 オンス（85 グラム）以上の差があってはならない。
- (2) 10 ポンドから 8 ポンド（4.53 キログラムから 3.62 キログラム）
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 2 オンス（57 グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。
 - (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス（21 グラム）以内とする。

(3) 8 ポンド (3.62 キログラム) より軽いボール

- (イ) ボールの上半分 (指穴側) と下半分 (指穴の反対側) の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。(トップ/ボトムウェイト)
- (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。(サイドウェイト) (サム/フィンガーウェイト)
- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。

第 35 条 (ドリリング規格)

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリップングのために使用できること、投球中にグリップングのために使用していないホールがあってはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。

第 36 条 (表 面)

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あってはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの溝とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。
- (4) 親指穴 (サムホール) が無いボールについての手のひらを置く方向を示す(+)マークは表面の窪みや溝、傷とみなさない。+マークについては以下の条件で付けるようにする。
 - a) 中心点より直下 (2 インチ (5.08 センチメートル) ぐらいの場所) で手のひら中心付近につけること
 - b) サイズは 0.3937 インチ (1 センチメートル) 以上 0.7874 インチ (2 センチメートル) 程度、深さについては特に定めないが、ローリングトラックにかかる場合はレーンに傷がつかない深さとする
 - c) マークを付ける道具については特に定めないこととする

第 37 条 (器 具)

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること

- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下であること

第38条 (補助用具)

ボウリングボールは完全に手によって投球されるものとし、投球時に分離や、投球中ボール内で可動する器具は内部に組み込んだり表面に付着してはならない。ただし、手や手の主要な部分を失った競技者は投球する補助となる特別な装置を手の代わりに使用できる。

第39条 (硬 度)

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温 (20~25 度) で 72 デュロメーターD 以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。
- (3) USBC 公認ボールリスト (アプループリスト) に掲載されているボール及び JB 公認ボールは硬度検査を不要とし使用を認める。

第40条 (クリーニング)

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えず、投球前にボールから拭き取るという条件で使用できる。

これらの条件のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

第41条 (プラグ・デザイン・ロゴ・マーク)

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作ってはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のままは禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があってはならない。(ソリッドをプラグの代わり使用してはならない)
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合していなければならない。密度は1立方センチメートルあたり1.5グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをはっきり見えるように付けておくものとする。

第42条 (トーナメント会場で計測されなければならない規格 (当日検量))

- (1) 16 ポンド (7.25 キログラム) を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや窪みは5つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (4) 検査のための穴を1つ開けることが許される、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。
- (5) バランスは第34条のとおりとする。
- (6) 硬度は第39条のとおりとする。

第 43 条（規格の改廃）

本規格は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) この規格は、1974 年(昭和 49 年)2 月 24 日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980 年(昭和 55 年)1 月 1 日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986 年(昭和 62 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990 年(平成 2 年)10 月 20 日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996 年(平成 8 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002 年(平成 14 年)11 月 12 日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006 年(平成 18 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008 年(平成 20 年)5 月 25 日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012 年(平成 24 年)5 月 27 日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日より、施行する。
- (12) この規格は、2018 年(平成 30 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2018 年(平成 30 年)8 月 1 日一部改正し、施行する。
- (14) この規格は、2020 年(令和 2 年)8 月 1 日一部改正し、施行する。
- (15) この規格は、2021 年(令和 3 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (16) この規格は、2021 年(令和 3 年)6 月 10 日一部改正し、施行する。
- (17) この規格は、2021 年(令和 3 年)9 月 1 日一部改正し、施行する。
- (18) この規格は、2022 年(令和 4 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (19) この規格は、2022 年(令和 4 年)6 月 1 日一部改正し、施行する。
- (20) この規格は、公益財団法人 JAPAN BOWLING の登記の日、2024 年(令和 6 年)4 月 1 日より施行する。